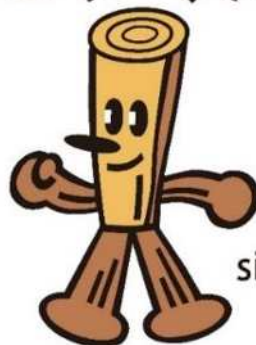


県産木材の利用の促進に 関する基本方針

モックくん



since 1991

県産材普及トレード キャラクター

令和2年3月

令和5年3月(変更)

山 梨 県

目次

第1章 県産木材の利用の促進に関する基本的方向.....	1
第1節 方針の位置づけ.....	1
第2節 木材利用促進の意義.....	1
第3節 現状と課題.....	2
第4節 基本的方向.....	7
第2章 県産木材の利用の促進のための方策.....	8
第1節 安定供給の促進.....	8
1 森林整備の推進.....	8
2 生産体制の強化.....	8
3 生産能力の向上.....	9
第2節 木材加工等の体制の整備.....	10
1 サプライチェーンの強化.....	10
2 木材製品の加工・供給体制の整備・充実.....	10
第3節 公共建築物等における木材の利用の促進.....	11
1 公共建築物等における積極的な利用.....	11
1-1 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項.....	11
1-2 県が整備する公共建築物における木材の利用の目標.....	13
2 利用促進に関する取り組みに必要な支援.....	14
2-1 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保.....	14
2-2 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項.....	14
第4節 木材製品の利用の促進.....	16
1 民間建築物への木材の利用の促進.....	16

2 販路拡大	18
3 ブランド化、産地認証の促進	18
4 木質バイオマスの利活用の促進	18
第5節 県民理解の促進	20
1 県民等に対する普及啓発	20
2 木育の推進	20
第3章 その他県産木材の利用の促進に関し必要な事項	21
第1節 市町村との連携等	21
1 市町村に対する支援	21
2 情報の提供等	21
第2節 施策の実施状況の公表	21
(参考) 山梨県県産木材利用促進条例	22

第1章 県産木材の利用の促進に関する基本的方向

第1節 方針の位置づけ

この方針は、「山梨県県産木材利用促進条例(平成31年山梨県条例第31号)」(以下「条例」という。)第8条第1項に基づき県産木材の利用の促進に関する施策の総合的な推進を図るため、基本的方向、方策、その他必要な事項を定めるものである。

また、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)」(以下「法」という。)第11条第1項の規定に基づく県方針として位置付けるものである。

第2節 木材利用促進の意義

森林は、県土の保全、水源の涵かん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、県民生活及び県民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これらの森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、木材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

こうしたことから、木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

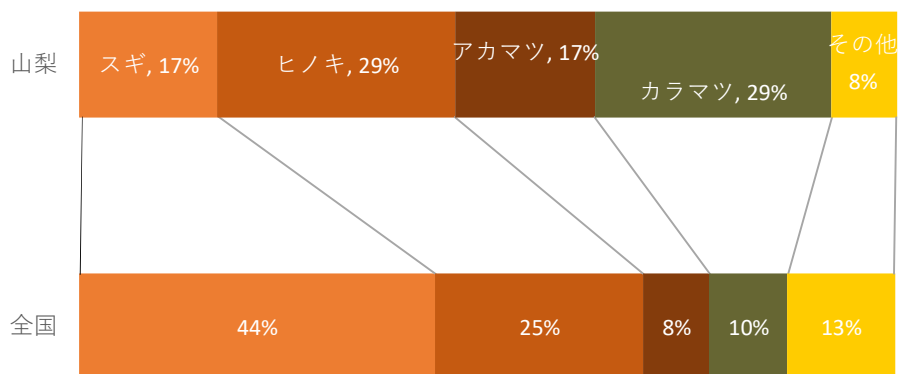
第3節 現状と課題

(1) 森林資源の現状

森林の特徴

本県の森林は、戦後から高度経済成長期の旺盛な木材需要を背景に昭和20年代半ばから50年代にかけて一斉造林が進められた結果、人工林面積は2020(令和2)年度末には153,259haと、森林面積全体の44%を占め、樹種別に見ると建築用材となるスギ・ヒノキ・アカマツ・カラマツの4樹種がほぼ均等に存在することが特徴となっている。

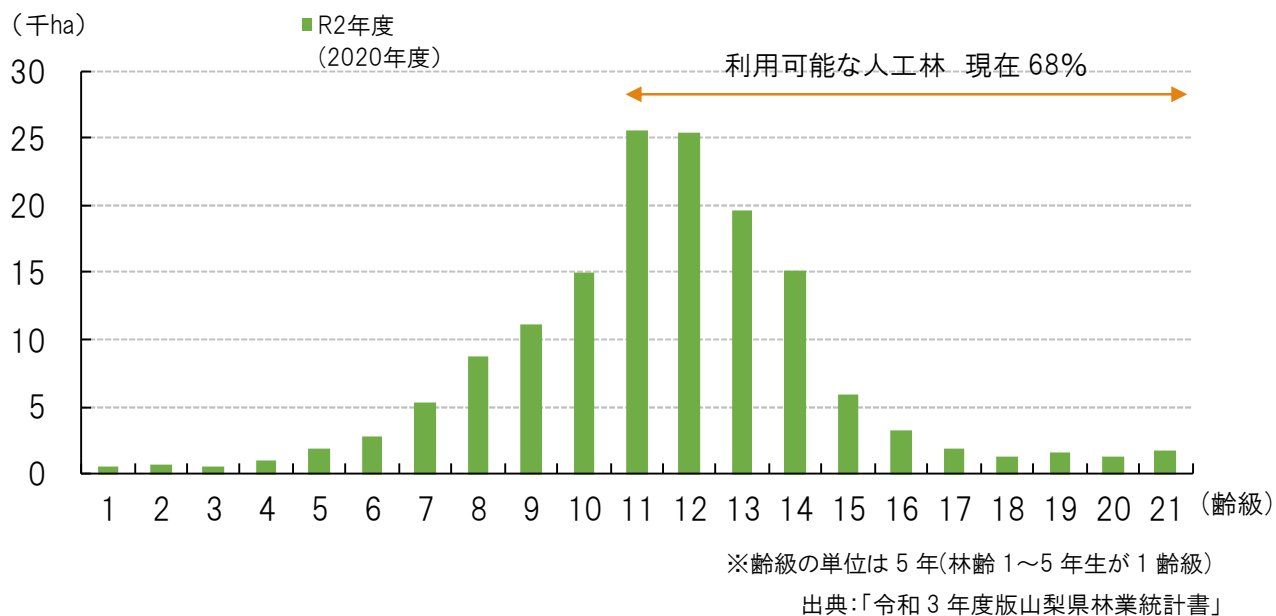
人工林の樹種別森林面積の割合(国有林を除く)



出典:「令和3年度版山梨県林業統計書」
(全国の割合は、林野庁「森林資源の現況」平成28年度末現在、アカマツには、クロマツ、リュウキュウマツを含む)

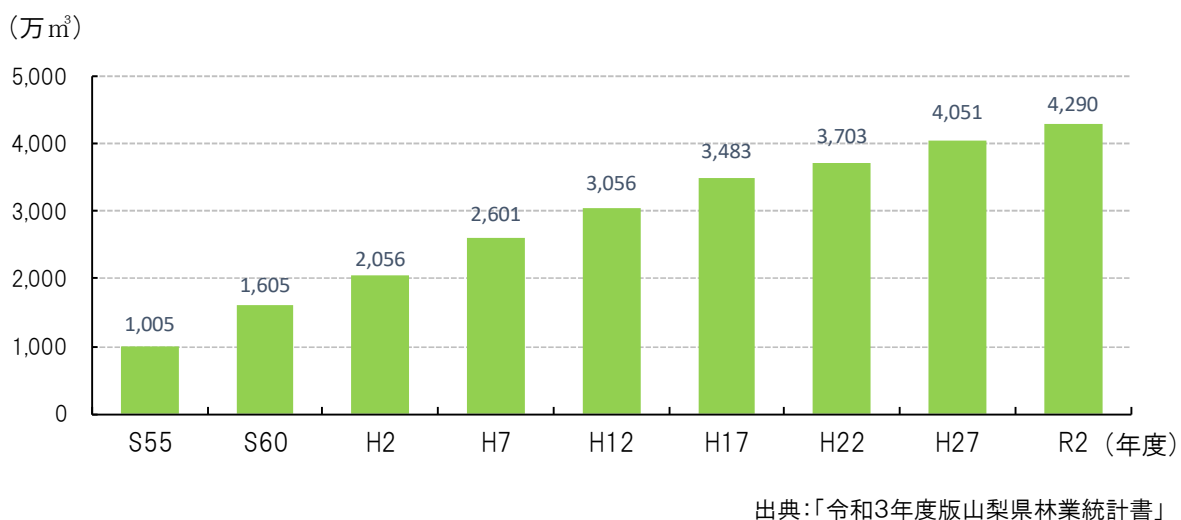
齢級別人工林面積

人工林の齢級構成を見ると、木材として利用可能となる概ね 50 年生以上(11 齢級以上)の人工林が年々増加しており、2020(令和 2)年度末には全体の 68%と大きく偏った齢級構成となっている。



人工林蓄積量の推移

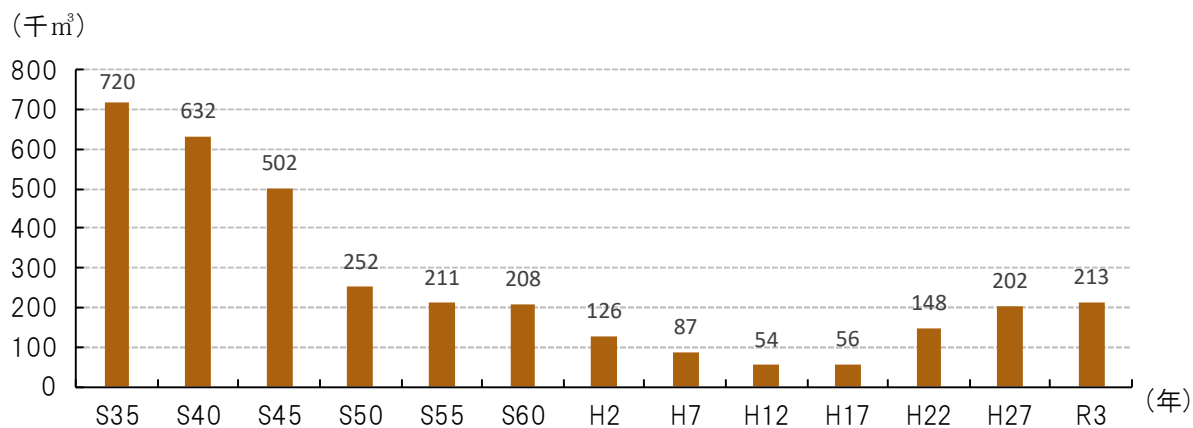
人工林の蓄積量は、2020(令和 2)年度末には、1980(昭和 55)年の約 4.3 倍の 4,290 万 m³に増加するなど、本格的な伐採時期を迎えており、資源の循環的な利用を確保する観点から積極的な利用が求められている。



(2) 木材生産量の推移と用途別、製材品出荷割合

木材生産量の推移

県産木材の生産量は、1960(昭和 35)年の 720,000m³ をピークに減少し、2002(平成 14)年には 44,000m³ まで減少したが、2021(令和 3)年には 213,000m³ まで回復している。



出典：農林水産省「令和3年木材需給報告書」、山梨県林業振興課調べ
※木材需給報告書の対象外となる工場等を県調査分として追加

用途別木材生産割合 (R2)

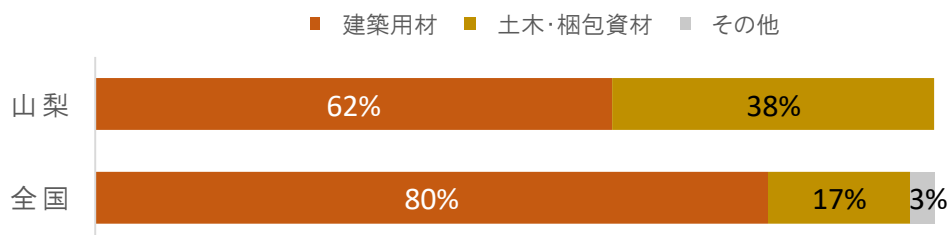
用途別木材生産割合は、チップ用が全体の約 7 割を占める一方、製材用は約 1 割と、全国に比べ低く、付加価値の高い製材用を増やしていく必要がある。



出典：農林水産省「令和3年木材需給報告書」、山梨県林業振興課調べ
※木材需給報告書の対象外となる工場等を県調査分として追加

県内工場の製材品出荷割合 (R3)

県内工場の製材品出荷割合は、土木・梱包資材が全体の約4割を占め、全国の 2 倍の割合となっている一方、建築用材は約6割と、全国に比べ低く、より付加価値の高い建築用材を増やしていく必要がある。

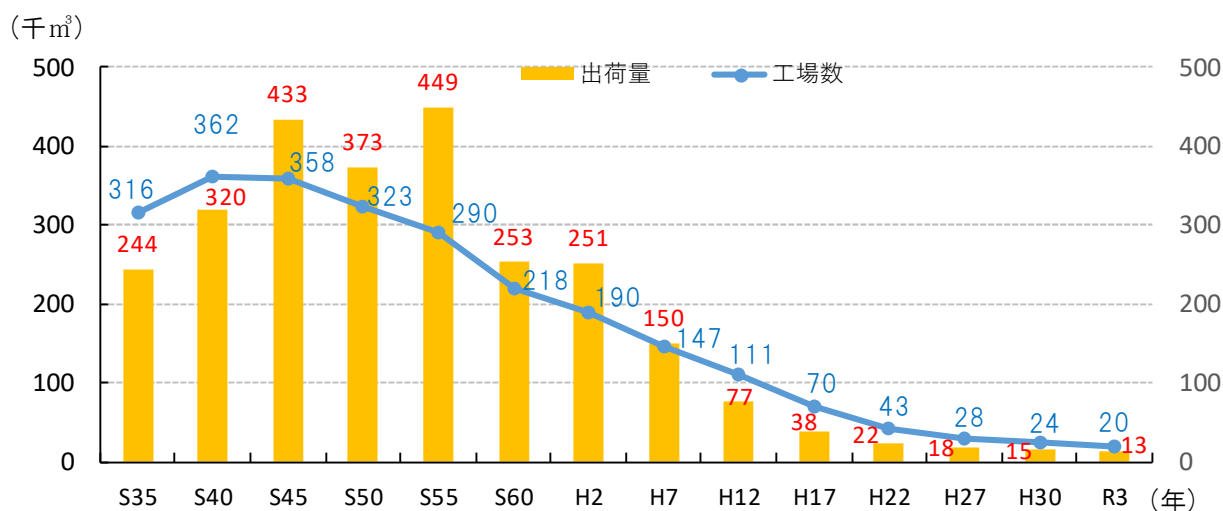


出典：農林水産省「令和3年木材需給報告書」

(3) 製材工場数の製材品出荷量の推移

県内の製材工場数は、1969(昭和 44)年の 364 工場をピークに、2021(令和3)年には、20 工場まで減少するとともに、製材品の出荷量も 1980(昭和 55)年の 449,000m³から 2021(令和3)年には 13,000m³まで落ち込んでいる。

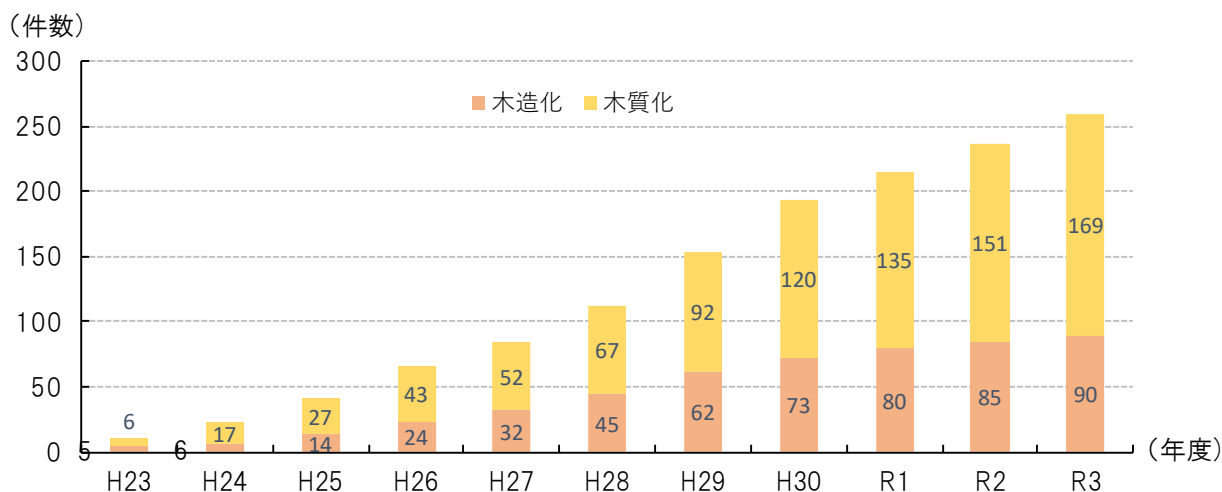
また、県内製材工場の 2021(令和3)年の製材用動力の出力当たり原木消費量は 4.1(m³/kw)と、全国の 12.3(m³/kw)と比較して 33%にとどまるなど、工場の稼働率が低位であり、需要者ニーズを踏まえた人工乾燥材や JAS 製材など、品質・性能の確かな製材品の供給体制を整備する必要がある。



出典：農林水産省「令和3年木材需給報告書」

(4) 県内公共建築物の木造化・木質化の推移

2010(平成 22)年の「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」施行以降、県ではシンボル性の高い公共建築物の木造化・木質化に積極的に取り組み、2021(令和3)年度には 259 施設(平成 23 年からの累計)にまで増加している。



出典：山梨県林業振興課調べ

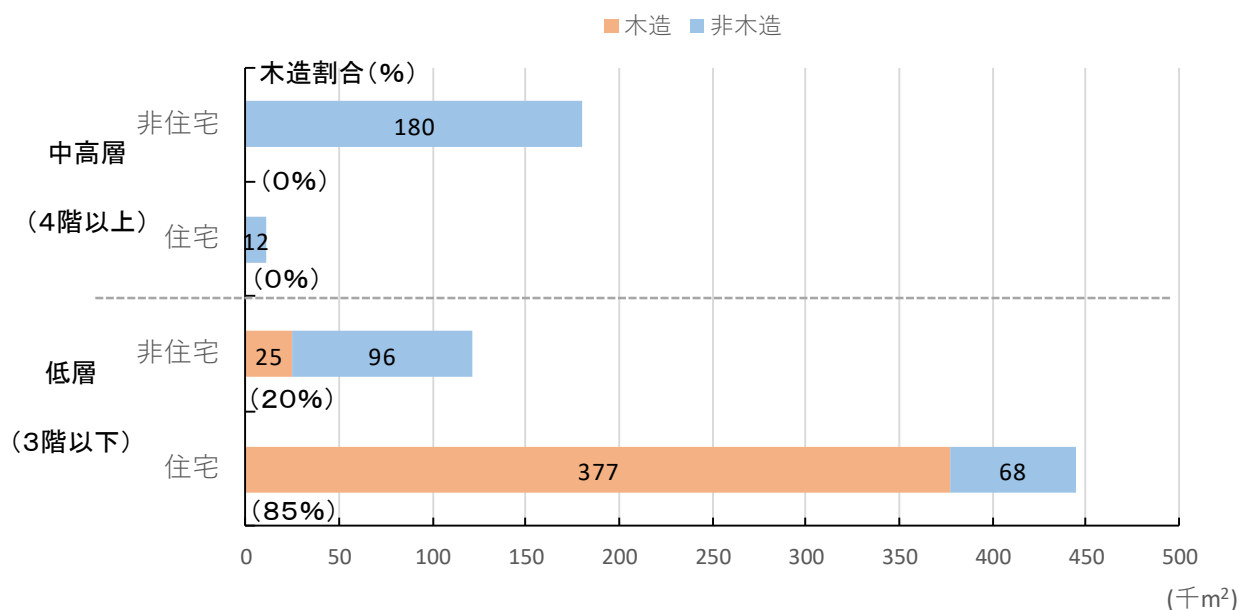
(5) 新築住宅着工数(県内)の推移

県内の新設住宅着工戸数は、1990(平成2)年以降減少傾向にあるものの、木造率は増加傾向にあり、2021(令和3)年度には79%と、全国平均の59%を大きく上回っている。



(6) 県内建築物の木造割合(階層別・構造別の延べ床面積)

県内建築物の階層・構造別の延べ床面積を見ると、3階以下の低層建築物においては、住宅の木造割合は85%である一方、非住宅では20%と低く、4階以上の中高層では木造建築物がない状況となっている。



※住宅とは居住専用建築物、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、非住宅とはこれら以外をまとめたもの

第4節 基本的方向

県が整備する建築物の原則木造化や、住宅、商業施設などの民間施設への県産木材の利用を促進するほか、県民一人ひとりに利用の重要性について認識を深めてもらうことにより、幅広い分野への県産木材の利用拡大を図り、林業及び木材産業の振興による本県経済の活性化、森林の有する多面的機能の持続的な発揮の他、豊かな県民生活及び脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

施策の方向性

○ 安定供給の促進

- ・ 森林整備の推進、生産体制の強化、生産能力の向上

○ 木材加工等の体制の整備

- ・ サプライチェーンの強化、木材製品の加工・供給体制の整備・充実

○ 公共建築物等における木材の利用の促進

- ・ 公共建築物等における積極的な利用、利用促進に関する取り組みに必要な支援

○ 木材製品の利用の促進

- ・ 民間建築物等への木材の利用の促進、販路拡大、ブランド化、産地認証の促進、木質バイオマスの利活用の促進

○ 県民理解の促進

- ・ 県民等に対する普及啓発、木育の推進

第2章 県産木材の利用の促進のための方策

第1節 安定供給の促進

1 森林整備の推進

充実した森林資源を有効活用するとともに、県土保全など公益的機能を強化していくため、主伐後の再造林や間伐等の森林整備を推進する。

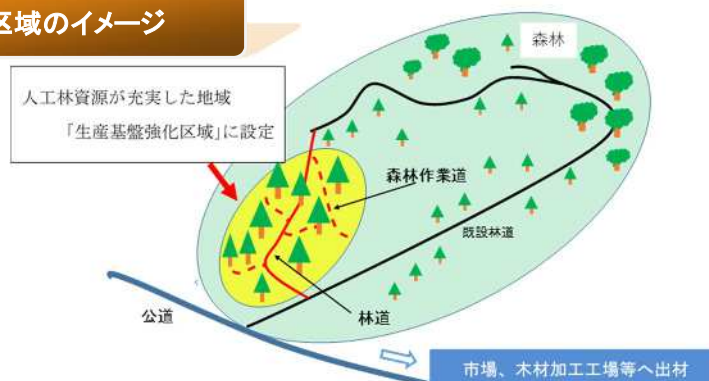
- 需要が高まっているカラマツなどの採種園の整備などによる、再造林に必要な苗木生産力を強化
- 主伐後の再造林や間伐等による森林の整備
- 精度の高い森林資源情報の提供など、市町村が行う森林整備を支援
- 意欲と能力のある林業経営体の育成や高度な知識と技術を身につけた人材の確保・育成

2 生産体制の強化

県産木材の生産体制の強化を図るため、低コストで効率的に木材を搬出して、県内の市場や合板工場等へ安定供給するための取り組みを推進する。

- 森林組合等の森林経営計画策定など、施業箇所の集約化を図るための取り組みを支援
- 林地の傾斜区分や導入する作業システムに応じて、計画的な林内路網の配置
- 資源が充実した人工林において、木材搬出を集中的に行うための生産基盤強化区域を設定し、路網を重点的に整備
- 県有林内の路網整備に加え、民有林においても、市町村営林道の計画的な整備を支援

生産基盤強化区域のイメージ



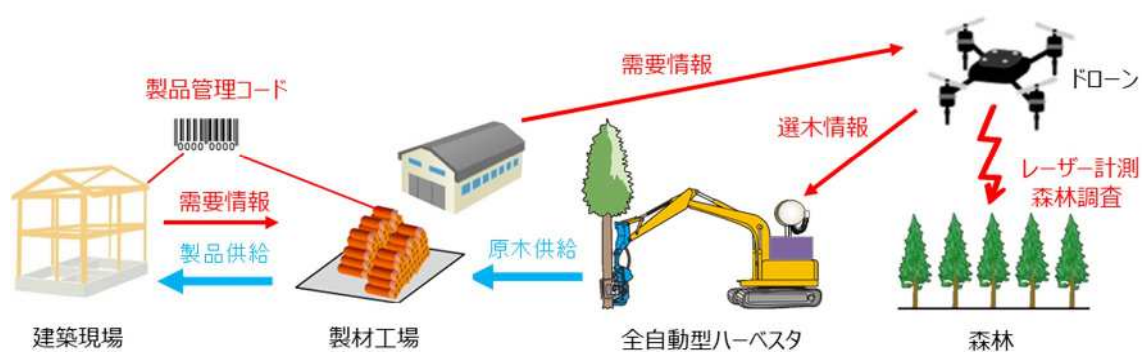
出典：山梨県治山林道課作成

3 生産能力の向上

県産木材の生産能力の向上を図るため、ICTを活用した低コストかつ効率的に素材生産を行うスマート林業の実現に向けた取り組みを進める。

- 伐採から植え付けまでを一貫して行う効率的な作業システムを普及
- 航空レーザー測量等を用いた森林調査による森林資源データベースの整備
- ドローンなどのICTを活用した新たな技術や高性能林業機械の活用による低コスト化などの取り組みを普及

スマート林業の将来イメージ



出典：山梨県総合計画推進会議 農林業分科会作成

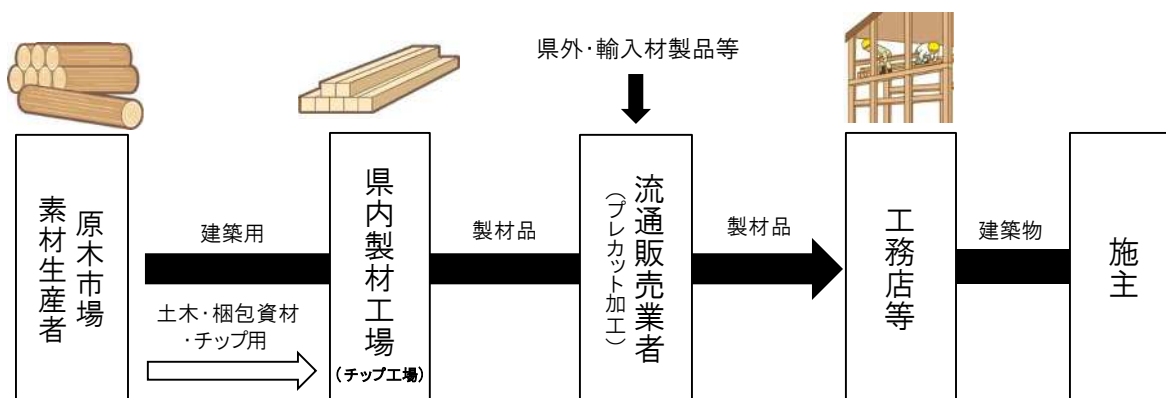
第2節 木材加工等の体制の整備

1 サプライチェーンの強化

住宅などの建築用材の利用促進に向け、県産木材の供給力や生産性の向上、流通コストの削減を図る。

- 木材を供給する川上側の林業と、川中・川下側の木材関連産業が連携した、流通過程の効率化に向けた取り組みを支援

県産木材供給システムのイメージ



- 流通過程の効率化**
- 連携したグループ内において、需給情報の共有
 - 素材生産者から計画に合わせた素材が供給され、製材工場は規格製材を在庫として確保
 - 流通販売事業者は、工務店等の建築時に合わせ、事前にプレカット加工した製品を供給

2 木材製品の加工・供給体制の整備・充実

需要者ニーズを踏まえた、品質・性能の確かな県産木材製品の供給体制の整備・充実を図る。

- 木材加工事業者に対する施設整備やJAS認証取得を支援
- 県森林総合研究所による製材・乾燥技術等の向上のための技術指導・強度試験などを通じた支援

第3節 公共建築物等における木材の利用の促進

1 公共建築物等における積極的な利用

県産木材の需要拡大を図るため、展示効果やシンボル性が高い公共建築物の木造化・木質化を促進する。

- 木材の良さを多くの県民に感じてもらえる公共建築物の木造化・木質化(注1)を促進

1-1 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

(1) 木材の利用を促進すべき公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令(平成22年政令第203号)第1条に掲げる建築物であり、具体的には、国が整備するものを除き以下のような建築物が含まれる。

ア 地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く県民一般の利用に供される学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅等の建築物のほか、地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舍等が含まれる。

イ 地方公共団体以外の者が整備するアに準ずる建築物

これらの建築物には、地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所、福祉ホーム等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、青年の家等)、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所(併設される商業施設を除く。)が含まれる。

(2) 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、建築材料としての木材の利用の促進の観点から、特に(3)の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、建築材料以外の木材の利用の促進の観点から、公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品、公共土木事業資材について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。

さらに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

なお、公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、世界貿易機関(WTO)政府調達協定その他の国際約束との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

(3) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

木造建築物をめぐっては、平成12年の建築基準法(昭和25年法律第201号)の改正により、一定の性能基準を満たせば建築が可能となる、いわゆる性能規定化が進み、特に高い耐火性能が求められる耐火建築物においても、国土交通大臣の認定を受けた構造方式を採用することなどにより木造化することが可能となるなど、木造建築の可能性が大きく広がっている。

しかしながら、中大規模建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要がある、施工者が限定された工法を用いる場合が多いなど、現状では、コストや技術の面で木造化が困難な場合もあることから、国では更なる技術的な知見の蓄積を進めることとしている。

公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、(1)の木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

なお、その際、木造と非木造の混構造(部材単位の木造化を含む。)とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、刑務所等の収容施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等のほか、博物館内の文化財を収蔵し又は展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

また、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。

なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

1-2 県が整備する公共建築物における木材の利用の目標

(1) 建築物における木材の利用

- ア 県が整備する公共建築物のうち、1-1(3)の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する建築物について、原則木造化とする。
- イ 県が整備する公共建築物については、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、広報・県民対応窓口、記者会見場、講堂など、直接又は報道機関等を通じて間接的に県民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図るものとする。
- ウ 木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、製材等のほか、CLTや木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術の活用に取り組むものとする。
- エ 県が整備する公共建築物においては、県産木材(注 2)を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

(2) 公共土木工事及び公共施設に係る工作物における木材の利用

県が行う公共土木工事及び公共施設に係る工作物の設置に当たっては、設計基準等を踏まえた上で、可能な限り県産木材を使用した工法の採用及び木材製品の導入を図るものとし、特に県産木材利用を推進する工作物は、次のとおりとする。

ア 公共土木工事

型枠工、柵工、筋工、土留工、水路工、ガードレール及びその他木材利用が適当と認められる工作物等

イ 公共施設に係る工作物

看板類、外壁、休憩所、庭園資材、デッキ・ベランダ、ベンチ、その他木材利用が適当と認められる工作物等

(注 1) 本方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

(注 2) 本方針において「県産木材」とは、県内で生産された木材(県内の森林に由来するものに限る。)をいう。

(条例第2条第1号)

2 利用促進に関する取り組みに必要な支援

木材の公共建築物等への利用促進に向け、円滑な供給を確保するための体制を整備するとともに、市町村に対しては木材の利用促進に関する助言など、必要な支援を行う。

- 公共建築物等に利用する木材の円滑な供給を確保するため、安定供給体制の整備
- 市町村等に対し、設計上の工夫や効率的な木材調達の方法などを助言

2-1 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保

(1) 木材の安定的な供給の確保

県は、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者と連携し、公共建築物等に利用する木材の円滑な供給を確保するため、以下の取り組みを図るものとする。

- ア 林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上
- イ 木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進
- ウ 建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための品質性能の明確な木材の加工体制及び流通体制の整備や合法性等が証明された木材の供給体制の整備
- エ 公共建築物等への県有林材を利用した製品供給を計画したグループと協定を締結し、直接販売を行う仕組みなど、木材の安定供給体制の整備

2-2 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

(1) 市町村に対する公共建築物等の整備における支援

県は、市町村の公共建築物等を整備する者に対し、木材の利用の意義等について分かりやすく説明するとともに、木材の利用の促進に取り組む設計者等の人材の育成、木材の調達方法等に関する情報収集・分析・提供、木材の利用に関する専門的な知見の提供、その他必要な施策の展開が図られるよう支援を行う。

(2) 県が整備する公共建築物等における推進体制

- ア 公共建築物における木材の利用の促進を効果的に図っていくため、副知事及び庁内関係部局により構成する県産材利用促進会議等において、木材の円滑な利用の促進に関する検討を行う。
- イ 関係部局等は、建築物の木造化・木質化、公共土木工事及び公共施設に係る工作物の木材利用について計画書等を作成し、促進会議等に提出する。

ウ 建築物を整備しようとする主務課は、当該整備を企画・立案する際に木造化を検討し、木造化しない場合はその理由を整理する。

(3) 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、コストの適正な管理を図ることが重要であるため、次の事項に留意する必要がある。

ア 公共建築物を整備する場合は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値、当該施設に求められる性能等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

イ 木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数について木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられているが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

【県内の木造公共建築物の長期利用の実例(旧早川町立早川北中学校・木造校舎)】



【築約70年経過の旧早川北中学校木造2階建て校舎】

- ・ 昭和27年に三里村立三里中学校の木造校舎として建設され、統廃合により早川北中学校として昭和60年の閉校まで利用
- ・ 閉校後は、内装等を改修して、町営の保養・研修施設「ヘルシー美里(みさと)」の本館として、築68年以上が経過した現在でも利用されている木造公共建築物

第4節 木材製品の利用の促進

1 民間建築物への木材の利用の促進

住宅や店舗、事務所等の民間建築物への利用を促進するため、県産木材を利用しやすい環境づくりを進める。

- 多くの県民が訪れる、商業施設をはじめとした民間建築物の木造化・木質化を促進
- 商工団体等と連携して設立した「Yamanashiウッド・チェンジ・ネットワーク」を活用し、県民や事業者を対象とした木造建築現地見学会などの開催により、民間建築物への県産木材の利用を促進
- 木造建築に必要な知識・技術を有する設計者等の育成や、木造に不慣れな施設担当者への専門家の派遣などの技術支援により、新素材やCLT工法等の新技术の導入を促進
- 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進
- 木材利用に関する技術的情報の提供

(1)建築物利用促進協定制度

ア 建築物木材利用促進協定の周知

建築物木材利用促進協定制度は、建築主たる事業者等が国又は地方公共団体と協働・連携して木材の利用に取り組むことで、民間建築物における木材の利用を促進することを目的とするものである。(法第15条)

県は、この制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対し、その積極的な周知に努めるものとする。

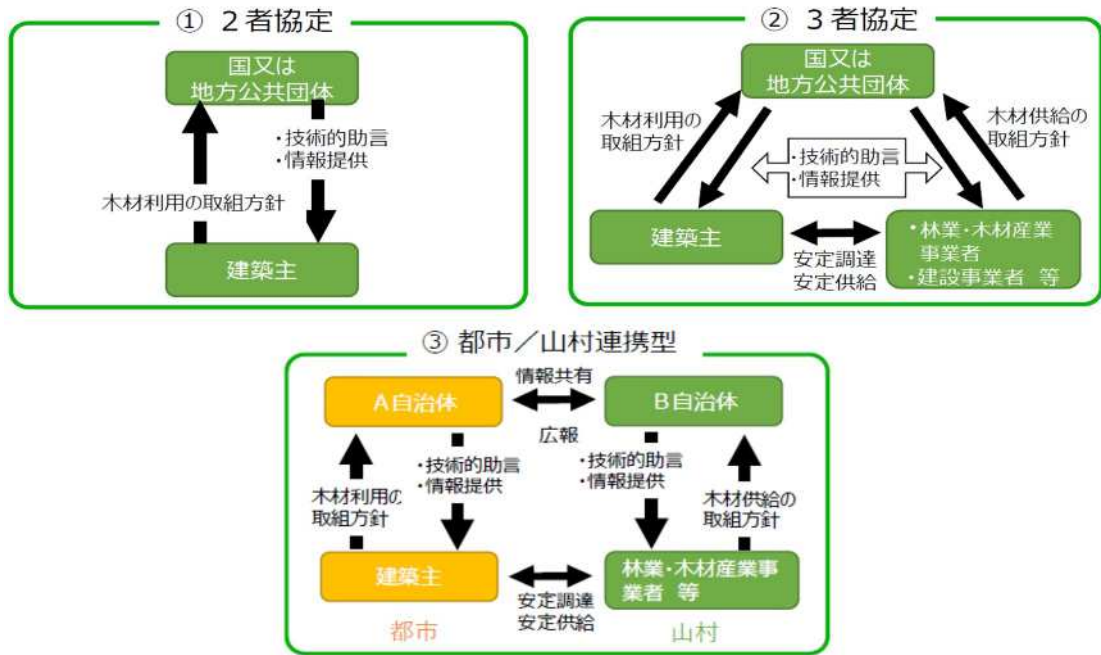
イ 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

県は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本基本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

ウ 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

県が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信する。

【建築物木材利用促進協定制度】



(2) 木材利用に関する技術的情報の提供

県は、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

また、建築物における木材の利用が環境面や経済面、その利用者の心理面・身体面、更に生産効率等に及ぼす効果に関する調査研究及びその成果の発信等に努めるものとする。

Yamanashi ウッド・チェンジ・ネットワーク

需要者サイドの意識改革(木造のイメージをチェンジ)を図り、県産木材の利用の裾野を広げる(民間建築物を木造にチェンジ)ため、県や林業・木材産業関連に加え、商工などの団体が連携し、木造化の推進による持続可能な社会への移行(チェンジ)を目指す協議会を設立。(令和元年10月30日)



CG 図: 都市木造 CG/ NPO 法人 teamTimberize

2 販路拡大

県産木材の販路拡大を図るため、県産木材製品の県外に向けた販路開拓や海外輸出を促進する。

- 都市部のニーズに応じた県内事業者の製品開発を支援するなど、東京圏への販路拡大を推進
- 強度があり、木目が美しいといった県産木材の優れた特徴をPR
- 日本の木材の人気の高まっている中国などを対象に、県内事業者の県産木材の輸出に向けた取り組みを支援

3 ブランド化、産地認証の促進

FSC[®] 認証材を使用した製品のPRや利用を促進するとともに、県産材認証制度の普及を図り、県産木材のブランド化を進める。

- 製品カタログの作成やイベント・展示会等におけるFSC製品のPR活動の実施
- 県産FSC製品の供給・PRを行う生産・加工・流通事業者により構成された企業グループに対して、認証材を安定供給する県有林システム販売の実施
- 生産履歴が明確な合法木材及び県産木材を証明する「県産材認証制度」を普及

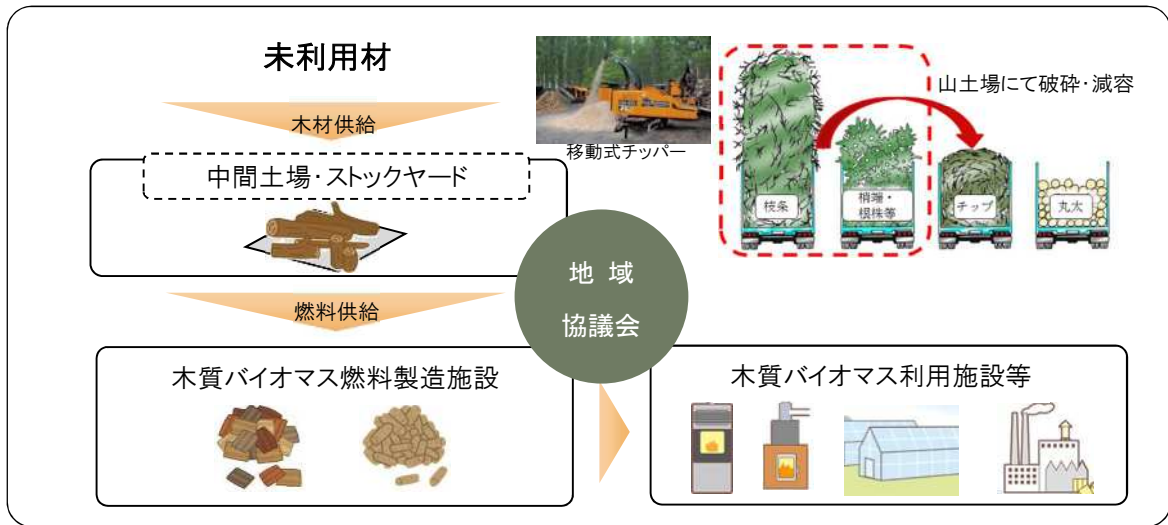
(ライセンスコード FSC[®] C012256)

4 木質バイオマスの利活用の促進

森林資源の有効活用、更にはエネルギーの地産地消による地域内での経済循環に向け、木質バイオマスの利用促進を図る。

- 市町村の温泉施設等への木質バイオマスボイラーやストーブなどの導入や、燃料供給のための木材チップ加工施設の整備を支援
- 全木集材や枝条の減容化など、収集・運搬作業の低コスト化を支援
- 木質バイオマスの地域型利用・供給システムの構築に向けた地域協議会の設立やその活動を支援

地域型利用・供給システムのイメージ



第5節 県民理解の促進

1 県民等に対する普及啓発

県産木材の利用の重要性に対する県民の理解を深めるため、県産木材に関する情報の発信やPR活動など、県産木材の利用の普及啓発を推進する。

- 「県産木材利用推進月間(10月)」を中心に、木材利用推進の日(10月8日)のキャンペーンなどの様々なイベントにおいて、県産材普及トレードキャラクター「モックん」を活用したPR活動を行うほか、木の良さや利用の意義を学ぶためのシンポジウムを開催
- 本県の花粉症の有病率が高いことを踏まえ、花粉のイメージを払拭し、県産木材の価値に関する県民の理解を深めるため、花粉症対策品種苗木の供給体制の整備や、広葉樹等への樹種転換を促進

2 木育の推進

県産木材の利用を通じた森林資源の循環利用を将来にわたって持続していくため、次代を担う子どもたちが、幼少期から木に触れ親しむことにより、木の魅力や利用の意義を学ぶ、「木育」の取り組みを推進する。

- 親子で楽しめる木工教室や積み木遊び等、木に触れる機会を提供
- 県・市町村や企業、NPOなど様々な団体と連携しながら、木育の取り組みを県内で広く展開
- 教育施設の木造化・木質化や、木材の机・椅子の導入への支援

木に触れ親しむ場のイメージ



第3章 その他県産木材の利用の促進に関し必要な事項

第1節 市町村との連携等

1 市町村に対する支援

市町村による県産木材の利用促進に関する施策の策定及び実施を図るため、市町村と適切に役割分担をしながら連携協力して、各市町村の森林資源の状況、県産木材利用に係る補助事業、森林・林業に係る制度の制定改廃などの情報の提供や技術的な助言などを行う。

県産木材の利用の促進に取り組む設計者等の人材の育成、県産木材の調達方法等に関する情報収集・分析・提供、県産木材の利用に関する専門的な知見の提供、その他必要な施策の展開が図られるよう取り組みを支援する。

2 情報の提供等

市町村職員を対象に県産木材の利用の意義などを周知するとともに、地域材の利活用の促進に向けた研修会等を行うほか、県産木材の利用に関する情報を提供する。

第2節 施策の実施状況の公表

基本方針に基づく施策の実施状況を毎年度、施策の進捗状況や効果等について点検、評価を行い、県のホームページに公表するとともに、次年度の施策に反映する。

附 則

この方針は、令和2年3月27日から適用する。

この方針は、令和5年3月27日から適用する。

(参考) 山梨県県産木材利用促進条例

平成 31 年 3 月 15 日 制定、平成 31 年 3 月 29 日 施行

山梨県は、県土の約八割を森林が占める全国有数の森林県であり、その森林のうち約半分は県有林が占めている。この県有林の基となったのが、明治末期に相次いで発生した大水害からの復興に役立てるよう、入会御料地が特別御下賜された恩賜林である。

本県の豊かな森林は、木材の生産をはじめ、県土の保全、水源の涵(かん)養、地球温暖化の防止などの多面的機能を有し、私たちに多くの恩恵をもたらしてきた。

一方、戦後に植林された人工林の多くが、木材資源として本格的な利用期を迎え、森林資源の循環的な利用を確保する観点から、積極的に伐採し、木材の利用を拡大していくことが求められている。

しかしながら、人々の生活様式の変化や長期にわたる木材価格の低迷など、林業及び木材産業を取り巻く環境は厳しく、状況の推移によっては、適切な森林整備が進まない事態や、森林の有する多面的機能の低下が生じるものと懸念されている。

このような状況を踏まえ、私たち一人一人が県産木材の利用の重要性についての認識を深めるとともに、県産木材の経済的価値の向上を図り、植林、育林、伐採及び再植林の循環が将来にわたり安定的に繰り返されることを確保するため、総合的かつ計画的に取り組んでいくことが重要となっている。

私たち山梨県民は、ここに、先人のたゆまぬ努力によって守り、育まれ、活用されてきた森林を維持し、緑豊かな県土を次代に継承するために、県産木材の利用の促進を通じて林業及び木材産業の振興を目指すことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、県産木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県産木材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって林業及び木材産業の振興による本県の経済の活性化、森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県産木材 県内で生産された木材(県内の森林に由来するものに限る。)をいう。
- 二 森林の有する多面的機能 県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- 三 森林所有者 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第二項に規定する森林所有者をいう。

- 四 林業事業者 森林施業(造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。以下同じ。)を行う者をいう。
- 五 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- 六 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。
- 七 県産木材の利用 建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として県産木材を使用すること(県産木材が使用された木製品の使用を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 県産木材の利用の促進は、林業及び木材産業の健全な発展が本県の経済の活性化に資することに鑑み、その経済的価値の向上が図られることを旨として行われなければならない。

- 2 県産木材の利用の促進は、植林、育林、伐採及び再植林を繰り返すことによる森林資源の循環的な利用により、本県の豊かな森林資源が次の世代に継承され、及び森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることを旨として行われなければならない。
- 3 県産木材の利用の促進は、木材の優れた特性を生かすことにより、県民の快適な居住環境の形成及び県民に癒しをもたらす生活環境の創造に資することを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者その他の事業者及び県民(第七条第一項、第八条第三項及び第十四条第一項において「県民等」という。)との協働に努めるものとする。

(市町村との連携等)

第五条 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、県産木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

- 2 県は、市町村が県産木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(森林所有者等の役割)

第六条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林の適切な整備及び保全並びに県産木材の安定的な供給に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 林業事業者は、基本理念にのっとり、地域における森林経営の中核的な担い手として、森林の適切な整備及び保全、県産木材の安定的な供給、森林資源の最大限の活用、人材の育成その他林業の振興への寄与に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の有効利用及び安定供給の推進、加工技術の向上、県産木材の新たな用途の開発、人材の育成その他木材産業の振興への寄与に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、県産木材に係る知識の習得、県産木材の利用及び普及、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第七条 県民等は、基本理念にのっとり、その日常生活又は事業活動を通じて県産木材の利用に自ら努めるものとする。

2 県民及び事業者(第二条第四号から第六号までに掲げる者を除く。)は、基本理念にのっとり、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県産木材の利用の促進に関する基本方針)

第八条 知事は、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的な推進を図るため、県産木材の利用の促進に関する基本方針(以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。)を策定するものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 県産木材の利用の促進に関する基本的方向
- 二 県産木材の利用の促進のための方策に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、県産木材の利用の促進に関し必要な事項

3 知事は、基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ県民等の意見を反映させることができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、市町村長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(県の建築物等における利用)

第九条 県は、その設置又は管理に係る公用施設又は公共施設である建築物を自ら整備しようとするときは、木造とすることが適当でない場合又は困難と認められる場合を除き、基本方針で定めるところにより、当該建築物について、原則として木造とするものとする。

2 県は、その整備する建築物、土木施設その他工作物等において、自ら率先して県産木材及び県産木材を利用した製品の利用に努めるものとする。

(県産木材の安定供給の促進)

第十条 県は、森林資源の有効な利用及び再生産を図りつつ、県産木材の安定的な供給を自ら行い、及びその安定的な供給を促進するため、森林の整備及び保全の推進その他の必要な施策を実施するものとする。

2 県は、県産木材の生産体制の強化を図るため、森林の境界の明確化の推進、路網の計画的な整備、高性能林業機械(二以上の作業を一の工程の中で行うことができる林業機械をいう。)の導入及び森林施業の集約化の促進その他の必要な施策を実施するものとする。

3 県は、林業事業者が地域における森林経営の担い手として活動することの重要性に鑑み、林業事業者が森林所有者相互の森林施業に関する合意形成のための仲介、林業経営に関する計画の提案等を通じて、県産木材の安定的な供給の推進に積極的な役割を果たすことができるよう、情報の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

4 県は、県産木材の生産能力の向上を図るため、木材の生産に係る新たな技術の導入の試行、その成果の普及その他の必要な施策を実施するものとする。

(県産木材の加工等の体制の整備)

第十一条 県は、県産木材の加工及び流通に関する体制の整備を図るため、木材の加工及び流通に係る施設の整備並びに品質及び生産性の向上に対する支援、木材の需給に関する情報の共有の円滑化に向けた支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(県産木材の利用の促進)

第十二条 県は、県産木材を使用した住宅その他の建築物の新築、増築、改築等及び県産木材が使用された製品の使用を促進するため、その需要の拡大に向けた支援その他の必要な施策を実施するものとする。

2 県は、県産木材の利用の促進を図るため、県産木材のブランド化(県産木材及び県産木材を使用した製品に対して信頼感等を与える独自の印象を創出することをいう。)及び産地の認証に関し、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、合法伐採木材(法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材をいう。)の流通及び利用の促進を図るために必要な施策を実施するものとする。

4 県は、木質バイオマス(「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)第二十三条に規定する木質バイオマスをいう。)の有効利用を促進するため、その加工及び利用に係る施設の整備への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(普及啓発、木育の推進等)

第十三条 県は、県産木材の利用の重要性に対する県民の理解を深めるため、県民が広く県産木材の利用の意義を学ぶ機会の確保、県産木材に関する情報の発信等を通じて普及啓発を図るよう努めるものとする。

2 県は、林木から発生する花粉がアレルギー疾患の原因となっており、県産木材の価値に関する県民の理解を促進する上でその対策が重要な課題となっていることに鑑み、花粉の発生が少ない品種の研究開発及び普及その他の必要な施策を実施するものとする。

3 県は、子どもをはじめとする県民が広く木材に親しむとともに、県民の生活に必要な物資としての木の魅力及びその利用の意義を学ぶ活動を推進するために必要な施策を実施するものとする。

(県産木材利用推進月間)

第十四条 県民等の間に広く県産木材についての関心及び理解を深めるとともに、積極的に県産木材を利用する意欲を高めるため、県産木材利用推進月間を設けるものとする。

2 県産木材利用推進月間は、十月とする。

(人材の育成)

第十五条 県は、林業及び木材産業を担う人材の確保及び育成に必要な施策を実施するものとする。

2 県は、県産木材を使用した建築物の建築に必要な知識又は技術を有する設計者等の確保及び育成に必要な施策を実施するものとする。

(森林認証の普及)

第十六条 県は、持続可能な森林管理及び森林経営(以下この項において「森林管理等」という。)の推進及び県産木材の付加価値の向上を図るため、森林認証制度(森林管理等に係る認証を行うことを目的とする団体その他の機関が、環境保全への配慮の度合その他の森林管理等に係る一定の基準の下、林業事業者、木材産業事業者等の申請に基づき、当該申請に係る森林又は森林の経営組織等を認証する制度をいう。以下この条において同じ。)による認証の取得が促進されるよう、森林認証制度の普及に必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、森林認証制度により認証された森林から産出される県産木材の使用及び当該県産木材が使用された製品の使用の拡大を図るため、その普及の促進、製品の開発への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(財政上の措置)

第十七条 県は、県産木材の利用の促進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第十八条 知事は、毎年度、県産木材の利用の促進に関する県の施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年条例第四二号)

この条例は、令和三年十月一日から施行する。

山梨県林政部林業振興課

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1

TEL:055-237-1111(代表) 055-223-1653(直通) FAX:055-223-1679

E-mail:ringyo@pref.yamanashi.lg.jp
